

## 低入札価格調査に関する事務取扱について

契 約 審 査 部 長 通 達

平成 20 年 11 月 20 日中高契第 243 号

改正：平成 21 年 4 月 15 日中高契第 195 号

中日本高速道路契約規則（平成 18 年中日本高速道路株式会社規程第 25 号。以下「契約規則」という。）第 28 条第 3 項の基準による制度は、工事の請負に係る競争契約において、相手方となるべき者の申し込みに係る価格によってはその者が「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがある」と認められる場合に、必要な調査を行うこと等により公共工事の適正な履行の確保を図ろうとするものである。したがって、その運用に関しては、下記に留意のうえ遺憾なきを期されたい。

### 記

#### 第 1 調査の対象となる契約

調査の対象となる契約は、「中日本高速道路株式会社工事・調査等契約事務処理要領」（平成 18 年 11 月 20 日付け中高契第 146 号企画本部長通達）3-1 に規定する契約とする。ただし、予定価格が 250 万円を超えないものを除く。

#### 第 2 契約規則第 28 条第 3 項の基準

契約規則第 28 条第 3 項に規定する相手方となるべき者の申し込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合は、その者が入札書に記載した額が次に掲げる額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (1) 工事価格対象額算出の基礎となった直接工事費に 10 分の 9.5 を乗じて得た額及び共通仮設費に 10 分の 9 を乗じて得た額及び現場管理費に 10 分の 7 を乗じて得た額並びに一般管理費に 10 分の 3 を乗じて得た額（建築工事にあつては、直接工事費に 10 分の 9.5 を乗じて得た額及び共通仮設費に 10 分の 9 を乗じて得た額及び現場経費相当額に 10 分の 7 を乗じて得た額並びに一般管理費に 10 分の 3 を乗じて得た額）の合計額。ただし、その額が、工事価格対象額に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合にあつては 10 分の 9 を乗じて得た額とし、工事価格対象額に 10 分の 7 を乗じて得た額に満たない場合にあつては、10 分の 7 を乗じて得た額とする。
- (2) 特別なものについては、(1)にかかわらず契約ごとに 10 分の 7 から 10 分の 9 の範囲内で契約責任者等（契約規則第 3 条に規定する契約責任者及び同第 4 条に規定する契約責任者代行をいう。以下同じ。）の定める割合を工事価格対象額に乗じて得た額とする。

#### 第 3 調査基準価格の確定

契約責任者等は、対象工事に係る請負契約を競争入札に付そうとするときは、工事価格対象額の算定の基礎となる仕様書、設計書等により、第 2 の基準に基づく具体的金額を算出し、予定価格下調書の下部に「調査基準価格 円」と記載するものとする。

#### 第 4 入札参加者への周知

契約責任者等は、入札（見積）者に対する指示書に次に掲げる事項について、別紙 1 を参考により

入札参加者に対して周知を図ることとする。

- (1) 低入札価格調査基準があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、当社が実施する調査に協力すべきこと。

## 第5 入札の執行

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

## 第6 調査の実施

契約責任者等は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて次のような内容により、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- ① その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。
- ② 契約対象工事付近における手持工事の状況
- ③ 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- ④ 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- ⑤ 手持資材の状況
- ⑥ 資材購入相手先及び購入先と入札者との関係
- ⑦ 手持機械数の状況
- ⑧ 労務者の具体的供給見通し
- ⑨ 契約対象工事に係る第1次下請契約予定者及びその契約予定金額を記載した書面を徴する。
- ⑩ 過去に施行した公共工事名及び発注者
- ⑪ 経営内容
- ⑫ ①から⑩までの事情聴取した結果についての調査検討
- ⑬ ⑩の公共工事の成績状況
- ⑭ 経営状況 取引金融機関、保証会社等への照会
- ⑮ 信用状態 建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況その他
- ⑯ その他必要な事項

## 第7 調査の結果適合した履行がなされると認められる場合の措置

契約責任者等は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、直ちに最低価格入札者に落札者となるべき者（総価契約の場合は落札者と読み替える。以下同じ。）となった旨通知するとともに、他の入札者に対してその旨を知らせるものとする。この場合において、調査の対象者が落札したときは、当該工事に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する入札状況調書の写しの摘要欄等に「低入札価格調査制度調査対象工事」と記載するものとする。

## 第8 調査の結果適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置

契約責任者等は、調査の結果、最低価格入札者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、契約手続審査委員会（契約手続審査委員会設置要領（平成19年10月29日付け中高契第133号）に規定する契約手続審査委員会をいう。以下同じ。）に諮り、その意見を求めなければならない。

#### 第9 契約手続審査委員会の審査及び意見の表示

契約手続審査委員会は、契約責任者等から意見を求められたときは、審査を行い、書面によって意見を表示するものとする。この場合の意見は多数決によるものでなく、個別の意見を表示するものとする。

#### 第10 契約手続審査委員会の意見に基づく落札者の決定等

(1) 契約手続審査委員会の表示した意見のうち、半数以上の意見が契約責任者等の意見（その価格をもっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる意見）と同一であった場合は、契約責任者等は最低価格入札者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定するものとする。

なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第6以降と同様の手続によるものとする。

(2) 契約責任者等は、契約手続審査委員会の表示した意見のうち、半数を超える意見が自己の意見と異なった場合においても、なお、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたとことについての合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができる。

(3) 契約責任者等は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者としないう旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

#### 第11 契約担当役員への報告

次順位者を落札者としたときについて、契約責任者等は、契約規則第74条第2項第7号に基づき、遅滞なく当該競争に関する調査の結果及び自己の意見を記載した書面並びに契約手続審査委員会の意見を記載した書面の写しを添付し、工事事務所及び保全・サービスセンターの所長にあっては支社長に、支社長にあっては工事事務所及び保全・サービスセンターの分をとりまとめの上、契約担当役員へ報告するものとする。

#### 第12 前払金の額について

低入札価格調査を行った工事（以下「対象工事」という。）については、契約書等の記載内容を次のとおり取り扱うものとする。

##### (1) 契約書の取扱い

事務処理要領別記書式第2号（甲）及び（乙）の工事請負契約書（以下単に「契約書」という。）第34条第1項及び第3項中「10分の4」を「10分の2」に、同条第4項中「10分の5」を「10分の3」に読み替える。

##### (2) 入札前の周知

一般競争入札方式の場合は「一般競争入札手続きマニュアル」の入札公告（以下単に「入札公告」

という。)に、指名競争入札方式の場合は指名通知書に、見積競争の場合は見積方通知書に、低入札価格調査を受けたものとの契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする旨を別紙2を参考に記載するものとする。

また、あわせて工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない旨も記載するものとする。

### 第13 契約保証金の額について

対象工事については、契約書等の記載内容を次のとおり取り扱うものとする。

#### (1) 契約書の取扱い

契約書第4条第2項及び第4項並びに第46条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替える。

#### (2) 入札前の周知

一般競争入札方式の場合は入札公告及び入札（見積）者に対する指示書（以下単に「指示書」という。）に、指名競争入札方式の場合は指名通知書及び指示書に、見積競争の場合は見積方通知書及び指示書に、低入札価格調査を受けたものとの契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の3以上とする旨を別紙2を参考に記載するものとする。

以 上

## 別紙1（入札者に対する指示書記載例）

### 【土木工事等及び維持修繕工事の場合】

※第15第1項と第2項の間に次の5項を挿入する場合

- 2 当該工事には、落札者となるべき者の入札（見積）金額では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に調査する価格の基準（以下「調査基準価格」という。）及び前記と同じ内容と認められる場合に重点的に調査する価格の基準（以下「調査重点価格」という。）がある。
- 3 入札（見積り）の結果、調査基準価格及び調査重点価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札を保留し、調査を実施する（以下「低入札価格調査」という。）。
- 4 低入札価格調査の対象者は、調査に関するヒアリング等について協力しなければならない。また、調査重点価格を下回る入札が行われた場合には、当該契約の内容に適合した履行と確実な品質確保を行う旨の誓約書を提出しなければならない。
- 5 低入札価格調査の結果、落札者となるべき者の入札（見積）金額により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、直ちに低入札価格調査の対象者に落札者となるべき者となった旨を通知するとともに、他の入札者に対してはその旨を電話等の方法により連絡する。
- 6 低入札価格調査の結果、落札者となるべき者の入札（見積）金額により契約の内容に適合した履行がなされると認められなかったときは、当該入札（見積）者を落札者となるべき者とせず、次順位者を落札者となるべき者とし、第15第7項及び第8項の規定による単価表の提出の手続きを行った上で、直ちに低入札価格調査の対象者に対しては落札者となるべき者とし、次順位者に対しては落札者となるべき者となった旨の通知を、次順位者に対しては落札者となるべき者となった旨の通知を、他の入札者に対してはその旨を電話等の方法により連絡する。

なお、次順位者の入札（見積）金額が調査基準価格を下回っていた場合は、あらためて第2項から第5項の手続きを行った上で、落札者となるべき者を決定するものとする。

### 【施設工事及び維持修繕工事の場合】

※第15第1項と第2項の間に次の5項を挿入する場合

- 2 当該工事には、落札者となるべき者の入札（見積）金額では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に調査する価格の基準（以下「調査基準価格」という。）がある。
- 3 入札（見積り）の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札を保留し、調査を実施する（以下「低入札価格調査」という。）。
- 4 低入札価格調査の対象者は、調査に関するヒアリング等について協力しなければならない。
- 5 低入札価格調査の結果、落札者となるべき者の入札（見積）金額により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、直ちに低入札価格調査の対象者に落札者となった旨を通知するとともに、他の入札者に対してはその旨を電話等の方法により連絡する。
- 6 低入札価格調査の結果、落札者となるべき者の入札（見積）金額により契約の内容に適合した履行がなされると認められなかったときは、当該入札（見積）者を落札者とし、次順位者を落札者とし、直ちに低入札価格調査の対象者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者となった旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知を、他の入札者に対してはその旨を電話等の方法により連絡する。

なお、次順位者の入札（見積）金額が調査基準価格を下回っていた場合は、あらためて第2項から第5項の手続きを行った上で、落札者を決定するものとする。

### 入札公告記載例

#### 4 その他

- (○) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の3以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

### 指名通知書記載例

- 低入札価格調査を受けた者との契約に関する事項  
低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の3以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

### 見積方通知書記載例

- 低入札価格調査を受けた者との契約に関する事項  
低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の3以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

### 入札（見積）者に対する指示書記載例

#### 第18 契約の保証

- 7 低入札価格調査を受けた者との契約については、前5項中「契約金額の10分の1以上」とあるのを「契約金額の10分の3以上」として取り扱うものとする。